

2-1. 入学試験全般に関する注意の確認

- (1) 出願書類に不足や不備のあるもの、定められた期限を過ぎたものは受理できません。
- (2) 出願書類および出願資格審査に関わる書類に虚偽の記載があった場合、選考中に不正行為があった場合は、理由のいかんを問わず次のとおり対応します。また、当該年度における本学すべての入学試験の結果を無効とします。
 - ① 選考中に発覚した場合
出願資格を認めず、入学検定料も返還しません。
 - ② 合格後に発覚した場合
合格・入学の資格を取り消し、入学検定料も返還しません。
ただし、入学金・学費等の「入学に必要な費用」を支払済の場合は、「入学に必要な費用」を返還します。
 - ③ 入学後に発覚した場合
入学の資格を取り消し、入学検定料も入学金・学費等の「入学に必要な費用」も返還しません。
- (3) 出願時に「高等学校卒業見込み」の出願資格で受験した方は、2020年3月31日まで（2019年9月入学の方は2019年9月21日まで）に高等学校を卒業することができない場合は、入学の資格が取り消されます。
- (4) 出願資格審査および合否についての問い合わせには、一切応じられません。

2-2. 出願資格の確認

※出願資格に不明点や疑問点がある場合、必ず下記の期限までに、帰国生入試事務局にメールで問い合わせを行ってください。期日を過ぎてからの問い合わせには応じられないことがありますので、ご注意ください。

問い合わせ期限：2019年6月14日（金）

問い合わせ先アドレス：admissions@info.keio.ac.jp

※メールの件名は「2019/2020年度帰国生対象入試問い合わせ_〇〇」とし、〇〇部分には氏名を挿入してください。

※メール本文には、問い合わせ内容に加え、氏名および志望学部を忘れずに記載してください。

出願資格を満たさなかった等の理由で、出願が不受理となった場合でも、入学検定料の返還は一切行いません。
入学検定料の支払に当たっては、細心の注意を払うようにしてください。

出願資格

1. 共通条件

次のすべての条件を満たすこと

- ① 国の内外を問わず通常の学校教育課程12年以上を修め^(註1)、かつ海外において外国の教育課程に基づく高等学校に最終学年を含め2年^(註2)以上継続して在籍し卒業した者および卒業見込みの者（ただし、経済学部、法学部および商学部はこれに代わる条件があるので、学部別条件を参照のこと）
- ② 2019年9月入学希望の場合、2019年9月21日までに高等学校を卒業した者および卒業見込みの者
2020年4月入学希望の場合、2020年3月31日までに高等学校を卒業した者および卒業見込みの者
- ③ 滞在国・地域の学校教育制度に基づく大学入学資格を有する者
- ④ TOEFL® iBTもしくはIELTS Academic Moduleを受験し、試験結果を提出することができる者（ただし、医学部はアメリカ合衆国の教育制度による出願者以外は提出不要。詳細は、23～24ページの国家試験等の統一試験に関する指示を参照のこと）
- ⑤ 各国の大学入学に必要な国家試験等の統一試験またはこれに準ずる試験を受験し、試験結果を提出することができる^(註3)者（ただし、医学部および理工学部はこれに代わる条件があるので、学部別条件を参照のこと）
- ⑥ 過年度に出願していない者

(注1) 高等学校卒業までに少なくとも12年の教育課程を基本とする国で、成績優秀者等が「飛級」や「繰り上げ卒業」により通算教育年数が12年未満で卒業した場合についても出願資格を認めます。国によっては高等学校卒業時までに12年の教育課程を必要としない場合など、出願資格に疑問がある場合は、**【2019年6月14日(金)まで】**に帰国生入試事務局にメールで問い合わせてください。

(注2) 「最終学年を含め2年」とは、日本の高等学校の第2学年および第3学年に相当する2年間を指します。13年制の教育制度(例：イギリスの教育制度)の場合は、11年生および12年生、または12年生および13年生を指します。

(注3) 国家試験等の統一試験に関する指示については、22～27ページを参照のこと。**見込み成績や予測点数等は一切認めません。**何らかの理由により滞在国・地域の教育制度と異なる統一試験を受験した場合についても出願資格を認めます。**いずれの統一試験結果も提出できない場合、帰国生対象入学試験を受験することはできません。**一般入学試験やAO入学試験への出願を検討してください。

※学部は併願できます(総合政策学部と環境情報学部の併願はできません)。ただし、同一学部内の学科や学門の併願はできません。

2. 学部別条件

文 学 部	<p>共通条件のほかに次の条件を満たすこと 日本国籍を有する者、入管法^(注1)による「永住者」の在留資格をもつ者、または入管特例法^(注2)による「特別永住者」</p>
経 済 学 部	<p>共通条件①を満たさない場合(日本の高等学校・中等教育学校または日本国内の外国系高等学校を卒業した者および卒業見込みの者)は、次のいずれかの条件を満たすこと (1) 海外において外国の教育制度に基づく高等学校に2年^(注3)以上継続して在籍した者 (2) 海外において外国の教育制度に基づく中学校から高等学校にわたっての在籍年数が通算4年^(注4)以上の者</p> <p>※帰国生対象入学試験による経済学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。 ※帰国生対象入学試験による経済学部入学者に対しては、入学後のPEARLプログラムへの変更は認めない。</p>
法 学 部	<p>共通条件①を満たさない場合(日本の高等学校・中等教育学校または日本国内の外国系高等学校を卒業した者および卒業見込みの者)は、次の条件を満たすこと 海外において外国の教育制度に基づく中学校から高等学校にわたっての在籍年数が通算4年^(注4)以上の者</p> <p>※帰国生対象入学試験による法学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う国際バカロレア資格取得者(日本国内)対象入学試験の出願資格を認めない。</p>
商 学 部	<p>共通条件①を満たさない場合(日本の高等学校・中等教育学校または日本国内の外国系高等学校を卒業した者および卒業見込みの者)は、次の条件を満たすこと 海外において外国の教育制度に基づく高等学校に2年^(注3)以上継続して在籍した者</p> <p>※帰国生対象入学試験による商学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p>
医 学 部	<p>1 共通条件のほかに次の条件を満たすこと 日本国籍を有する者、入管法^(注1)による「永住者」の在留資格をもつ者、または入管特例法^(注2)による「特別永住者」 2 共通条件⑤を満たさない場合は、次の条件を満たすこと 「統一試験提出に関する理由書」(大学所定用紙)を所定の期日までに提出し、審査を受けた結果、個別に出願資格を認めた者</p> <p>※帰国生対象入学試験による医学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p>

理 工 学 部	<p>共通条件⑤を満たさない場合は、次の条件を満たすこと</p> <p>「統一試験提出に関する理由書」(大学所定用紙)を所定の期日までに提出し、審査を受けた結果、個別に出願資格を認められた者</p> <p>※帰国生対象入学試験による理工学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p>
総合政策学部	<p>※帰国生対象入学試験による総合政策学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p> <p>※帰国生対象入学試験による総合政策学部と環境情報学部の併願は認めない。</p>
環境情報学部	<p>※帰国生対象入学試験による環境情報学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p> <p>※帰国生対象入学試験による環境情報学部と総合政策学部の併願は認めない。</p>
薬 学 部	<p>共通条件のほかに次の条件を満たすこと</p> <p>日本国籍を有する者、入管法^(注1)による「永住者」の在留資格をもつ者、または入管特例法^(注2)による「特別永住者」</p> <p>※帰国生対象入学試験による薬学部受験者に対しては、同一年度内に同学部が行う留学生対象入学試験の出願資格を認めない。</p>

(注1)「入管法」とは、「出入国管理及び難民認定法」の略です。

(注2)「入管特例法」とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の略です。

(注3)「高等学校に2年」とは、日本の高等学校に相当する3学年間のうちの2年間を指します。13年制の教育制度(例：イギリスの教育制度)の場合は、10年生から13年生の4学年間のうちの2年間を指します。

(注4)「中学校から高等学校にわたっての在籍年数が通算4年」とは、日本の中学校および高等学校に相当する6学年間のうちの4年間を指します。13年制の教育制度(例：イギリスの教育制度)の場合は、7年生から13年生の7学年間のうちの4年間を指します。